

計画相談支援のしくみ

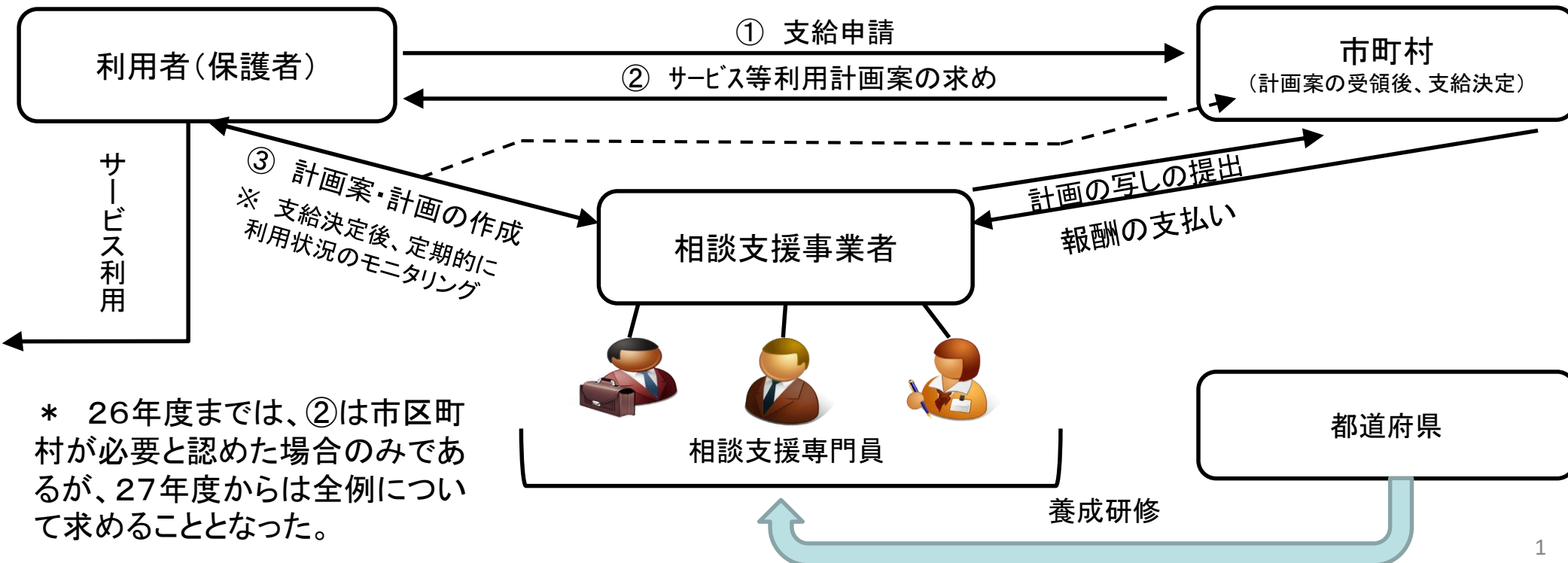
参考資料 5

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

(利用プロセスのイメージ)



* 26年度までは、②は市区町村が必要と認めた場合のみであるが、27年度からは全例について求めることとなった。

支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

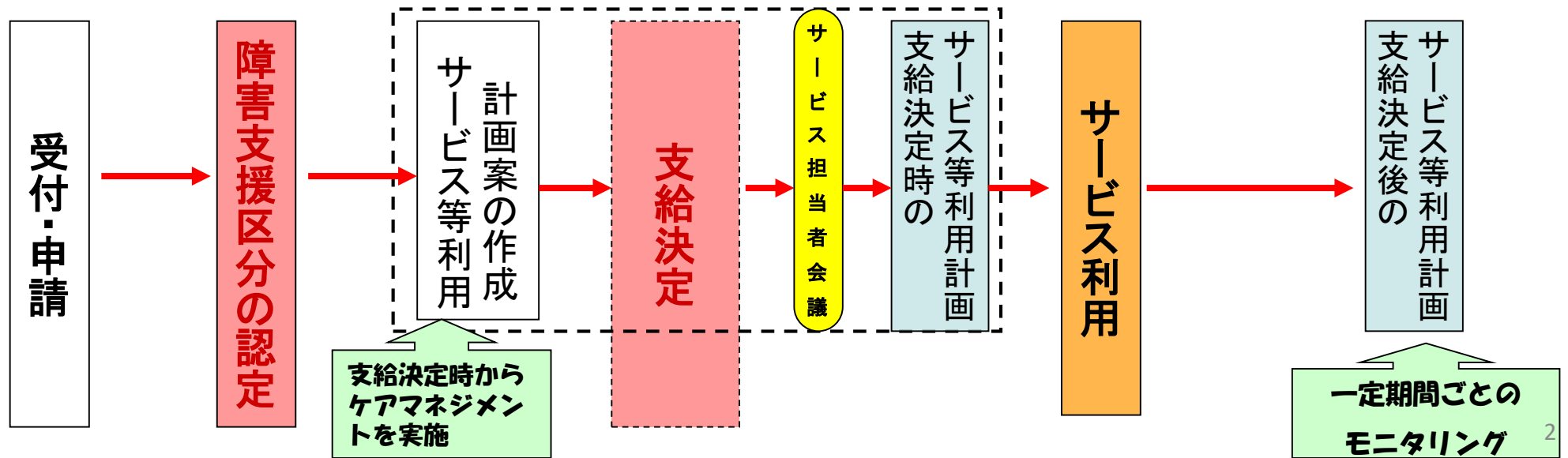
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勧案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



(参考) 就労系障害福祉サービス利用の流れ

就労移行支援事業所等が就労面の
アセスメントを実施

※ B型事業を利用する場合は必須

(注) 就労移行支援事業所、就労継続A型事業所の利用希望がある場合は、暫定支給決定（アセスメントを目的とした短期間のサービス利用）により、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行う。

就労アセスメント (注)

特別支援学校等 (※) の「個別の教育支援計画」などの情報も踏まえ、相談支援事業所が作成
※「特別支援学校等」は高等学校及び中等教育学校の後期課程を含む。

サービス等利用計画の作成

就労系障害福祉サービス



就労継続支援 A型



就労継続支援 B型



就労移行支援

障害福祉サービスを利用しなくても一般就労への移行が可能となる者については一般就労への移行を支援

一般就労



- 就労アセスメントは、継続的な就労支援に必要な情報のうち、就労面に関する情報を把握するために実施するもの
 - 障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるようにするために必要な支援は・・・
 - ① 障害者がそれぞれに最も適した「働く場」（一般就労、就労継続支援 A型・B型など）に円滑に移行できるようにするための支援
 - ② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援
 - 支援の開始にあたって、支援対象者の就労面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠
 - 生活面の情報は対象者と長期的に関わっている機関（特別支援学校等）から把握できるが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要あり
 - 就労アセスメントにより把握した情報は、一連の就労支援の中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用